



「ひたちなか市におけるまちづくりの推進に関する基本協定書」
の取り交わしについて [茨城県ひたちなか市]

UR都市機構（独立行政法人都市再生機構）は、ひたちなか市と平成27年6月1日付けで「ひたちなか市におけるまちづくりの推進に関する基本協定書」を取り交わし、ひたちなか市の中心市街地等のまちづくりに関する支援を行うこととしました。
(協定書取り交わしの趣旨及び概要は別紙参照)



写真左より ほんま もとき 本間 源基 ひたちなか市長
にいだ たきと 新居田 滝人 UR都市機構東日本都市再生本部長

お問い合わせは以下へお願いします。

東日本都市再生本部 まちづくり支援部
まちづくり支援第2チーム

(電話) 03-5323-0528

東日本都市再生本部 総務部 総務チーム

(電話) 03-5323-0087

別紙

1 協定書取り交わしの趣旨

ひたちなか市の中心市街地は、市の目指すまちの将来都市像「豊かな産業といきいきした暮らしが広がる世界とふれあう自立協働都市」の実現を目指す重要なエリアであり、UR都市機構に対し、ひたちなか市は中心市街地のまちづくりへの支援を求めていく考えです。

については、UR都市機構における今後の取り組みの可能性を視野に入れ、相互の協力関係に基づいて、具体的な支援方策を検討していくこととします。

2 基本協定書概要

(1) 対象地区

本協定書の対象は、ひたちなか市全域とします。

(なお市の中心市街地は、別添図示のとおりとします。)

(2) 連携協力事項

- 1) 中心市街地の活性化に関する事
- 2) 中心市街地の公共公益施設機能の再編・集約化に関する事
- 3) 高齢者、子育て世代等に配慮したまちづくりの推進に関する事
- 4) 都市防災機能の強化による安心安全なまちづくりに関する事
- 5) その他相互が必要と認める事項

(3) 相互協力等

連携協力事項の成果を上げるため、ひたちなか市は関連する施策や事業の状況、周辺事情等について適宜情報交換するものとし、UR都市機構は検討に際して保有する技術やノウハウ等を提供するものとしてします。

別添

